

# 日本古代における布の単位「端」と「段」について

On *Tan* 端 and *Dan* 段, Units of Measure Used for Textiles in Ancient Japan

OSUMI Akiko

大隅亜希子

## はじめに

正倉院にはたくさんの布（麻布）が伝来している<sup>(1)</sup>。さらに正倉院文書をみると、8世紀の写経所では、衣類や工芸品の材料として布が消費されていただけでなく、写経生への報酬である布施として布が支払われていた。後述するように、写経所では、銭と共に布による布施基準があり、このことは、当時の社会において、布がある種の財貨として認識されていたことを、私たちに伝えてくれる。森明彦は、古代の価値体系を理解する上で、布がもつ価値尺度・支払い手段などの一般的等価機能の重要性を指摘している<sup>(2)</sup>。律令国家は、各地で生産された布を、調・庸の品目として中央に集めた。産地、品質が異なる多様な布は、長さ・幅といった織成の規格を統一することによって、その数量化を可能にしていた。ところが、7世紀から8世紀における調庸制整備の過程では、たびたび布の基準となる織成規格が変更された。

8世紀の布が一様ではなかったことを、関根真隆は正倉院文書の分析を通して明らかにし、そして、正倉院文書にみえる布類の名称を、次のように3分類した<sup>(3)</sup>。

- (一) 品質又は加工的なもの…凡布，太布，細布，質布（サヨミノヌノ），好布，曝布，染布
- (二) 用途によるもの…調布，庸布，調庸布，祖布，交易布，商布
- (三) 産地名を冠するもの

一方、布目順郎<sup>(4)</sup>、松島順正<sup>(5)</sup>、杉本一樹<sup>(6)</sup>は、正倉院御物の実見を通して、品質の差や織成の違いに関する貴重な情報を提示し、8世紀社会における多種多様な布の存在が知られるのである<sup>(7)</sup>。

関根は、奈良時代における布の規格単位として、「端，段，常，匹<sup>(8)</sup>」をあげている。従来の研究でも指摘されているように、これらの単位があらわす長さ・幅の織成は、大化の改新詔以来、和銅～養老期にかけて、たびたび変更された。この規格変更の意義を、布がもつ価値尺度機能との関係から捉えようと試みたのが森明彦<sup>(9)</sup>、長山泰孝<sup>(10)</sup>、吉川真司<sup>(11)</sup>である。森は、營繕令計功程条の分析から庸布が2丈6尺に規格された背景を推定し、吉川は7世紀末～8世紀社会における常布の規格と調庸制の成立との関係について論じた。つまり、7世紀に創出された長さ1丈3尺=1常の常布は、銭貨が流通する以前における価値表示体系の基礎で、常布の規格を倍数化することで調布の「端」や庸布の「段」の規格が決定されていたと推測したのである。そして、日本の律令制では、調布を物品価値の基準、庸布を労働量の基準とすることで、常布を中心とした布による価値体系が構築さ

れていたとする。ところが、和同開珎の発行・流通をきっかけとする新たな価値表示体系の出現は、常布の歴史的終焉をもたらし、そのため、調布の「端」単位、庸布の「段」単位についても、8世紀前半の調庸制整備の過程で、規格変更がすすめられたという。吉川は、端や段で数えられる端布と段布のその後の歴史的展開について、「やがて本来的な意味を失って単なる規格の相違を表示するに過ぎない状態となり、結局は律令制の崩壊と共に姿を消していった」と述べている。

一方、近年では、日本各地から出土した紡織具の分析が進み、布の規格の問題を、在地における生産段階の中で捉え直すころみが始まっている。製織具の技術的進歩は、織成可能な布の織り幅や長さに変化をもたらした。つまり、律令国家が管理しようとしていた布の規格の問題は、8世紀における製織具の普及の問題と密接に関係しているのである。東村純子は、出土した各地の製織具の分析を通して、古墳時代以降の地域社会における地機、高機の普及過程を時系列に整理し、織物生産の発達段階を提示した<sup>(12)</sup>。さらに、古尾谷知浩は、従来の制度史料や出土木簡の文字資料にもとづいて、「布については、律令国家以外の力、恐らく民間での広範な交易を背景として常布の規格が統一されており、これを踏まえて端布や段布の規格が統一されていた」と結論づけた。8世紀前半の段階で、民間レベルでも2尺4寸の織り幅の広い織物が生産できていたと推定し、民間における常布の生産、流通を評価した<sup>(13)</sup>。

本稿では、布の単位である助数詞としての「端」や「段」に注目する。なぜなら、『延喜式』以降の史料では、しばしば「端」単位と「段」単位とが混用されているように見受けられるが、従来の研究では、そのことを自明のこととし、その書き分けについて具体的に整理したものはない。調庸制の崩壊によって「端」と「段」とがもつ単位の違いが消滅したと、漠然と推定しているのは問題である。そこで、布の単位としての「端」と「段」の変化を辿りながら、8世紀から11世紀の社会における布の存在形態について考える手がかりを探ってみたい。

## 1. 布の単位の変遷と研究史の整理

最初に、布の単位である端と段に関わる制度の変遷を、喜田新六の研究を参考に確認しておこう<sup>(14)</sup>。関連する制度を整理したのが表1である。

端の単位のルーツは中国にもとめられる。唐制では長さ5丈を1端と定めていた<sup>(15)</sup>。我が国では、表1 No.1にあるように、大化2年(646)改新詔に布の単位として端の規格を定めている(1端=4丈)。その後、大宝令では、賦役令において1丁分の調布2丈6尺を2丁分に合成した布の規格を1端=5丈2尺と定めた(No.2)。それが、養老年(717)の改訂により(No.10)、1端は長4丈2尺、幅2尺4寸に織成された調布と調庸布(1丁分の輸貢額である調布2丈8尺と庸布1丈4尺を合成したもの)の規格となった。その後、『続日本紀』は天平年間における端の規格変更を伝えるが(No.13)、正倉院に伝来する調布・調庸布の実物より、8世紀段階における1端の規格は、養老年間に定められた長4丈2尺、幅2尺4寸が基準であったと推測されている。

続いて、庸布の単位である段についてみていこう<sup>(16)</sup>。庸布の語句は、端と同様に改新詔に確認でき(No.1)、続く大宝令では、正丁の歳役10日分として庸布2丈6尺の基準が定められた(No.2)。ところが、これらの一連の史料には段単位の記載はない。庸布の単位としての「段」が制度上に明記されるのは、『続日本紀』や集解が伝える和銅6年(713)制である(No.7)。そこでは、庸布1丁

表1 度量衡・調庸規格関連制度の変遷

No.	西暦	年月	出典	記事	備考
1	646	大化2年	日本書紀	田1町ごとに絹1丈 4丈で疋 田1町ごとに絁2丈 4丈で疋 布4丈 4丈で端 賃布(サヨミノヌノ) 1丈2尺 庸布1丈2尺	
2	701	大宝元年	賦役令	絹・絁 長5丈2尺×幅2尺=疋(6丁1疋) 美濃絁 長5丈2尺×幅2尺=疋(8丁1疋) 布 長5丈2尺×幅2尺4寸=端(2丁1端) 望陋布 長5丈2尺×幅2尺8寸=端(4丁で1端)	調布:1丁分は2丈6尺 1端=5丈2尺
			賦役令	庸布…正丁歳役10日分として, 布2丈6尺	庸布:1丁分は1丈3尺
3	702	大宝2年	続紀	始, 頒度量于天下諸国。	
4	706	慶雲3年 2月		庸半減	庸布:1丁分は1丈3尺
5	711	和銅4年 5月 閏6月	続紀	穀と銭の換算率を定める。 挑文師を諸国に派遣。錦綾の教習。	銭1文=穀6升
6	712	和銅5年 12月	続紀	調庸の銭納の換算率を定める。	銭1文=布1常
7	713	和銅6年 2月	続紀	始, 制度量・調庸・義倉等類五条事。 ・6尺=1歩(高麗尺の廃止) (集解) ・庸布2丁で1段 長さ2丈6尺 (集解) ・義倉賦課の基準(9等戸) (集解)	庸布:1丁分は1丈3尺 1段=2丈6尺
		4月		頒下新格并權衡・度量於天下諸国。	
8	714	和銅7年 2月	続紀	商布2丈6尺=1段	常布の使用禁止 (常布=1丈3尺)
		2月 4月		上総国の調布を細布に改める。(3丁で1端) 庸綿, 糸の基準を定める。	細布1端=6丈
9	717	養老元年 4月 5月 11月	続紀	定調庸斤両及長短之法。 諸国の織綾は6丁で疋とする。 絹・絁の規格を改訂	
10	717	養老元年 12月	集解	調庸布の長さを改訂 調布:長4丈2尺×幅2尺4寸=端 1丁の輸貢額2丈8尺 庸布: 1丁の輸貢額1丈4尺 ∴調布2丈8尺+庸布1丈4尺=4丈2尺=1端 ↓ 調庸の合成で4丈2尺=端 庸布は2丁で1段 1段=2丈8尺 常陸曝布 3丁で2端 上総細布 長2丈1尺×2丁=1端 望多布 長1丈4尺×3丁=1端 絁を輸す郷, 上総国, 常陸国は 2丁=庸布1段	調布「端」 長4丈2尺×幅2尺4寸 (約1250cm×約72cm) 調庸布「端」 長4丈2尺×幅2尺4寸 庸布「段」 長2丈8尺×幅2尺4寸 (約830cm×約72cm)
11	719	養老3年 5月	続紀	調絹・絁の規格を定める。 長6丈×幅1尺9寸=1疋	
12	720	養老4年 5月	続紀	尺様(尺の見本)を諸国へ頒布。	
13	736	天平8年 5月	続紀	調庸布の規格を定める。 1丁分の調布:長2丈8尺×幅1尺9寸 1丁分の庸布:長1丈4尺×幅1尺9寸 調庸の合成で4丈2尺=端 ただし, 幅は1尺9寸	

分の輸貢額1丈3尺を2丁分に合成した2丈6尺を1段と定めている。続く養老元年(717)には、正丁1丁分の庸布の輸貢額が1丈4尺に改訂されたことをうけて、1段は2丁分を合成した2丈8尺となった(No.10)。このように、布の単位である端や段の規格は、7世紀後半から8世紀前半における調庸制の整備過程の中で幾たびかの変更を重ね、最終的には養老元年に定める次の規格に落ち着いたのである。

端:長さ4丈2尺(約1250cm) 幅2尺4寸(約72cm)

段:長さ2丈8尺(約830cm) 幅2尺4寸(約72cm)

なお、端のルーツが中国の租庸調制に求められるのに対して、段については、中国でも布の単位として確認できるものの、法制史料にその規格を示したものはない。小野勝年は「段とは恐らく分段した量目を指している」と解釈し、具体的には「端」「疋」の「二分之一乃至三分之一」をあらゆる単位であった可能性を指摘している<sup>(17)</sup>。このことは、「端」や「段」の単位を、布の種類によって使い分ける日本の用例とは、大きく異なる点であろう。

さて、近年、考古学の成果によって、在地社会における紡織の実態が明らかとなりつつある。それをうけて、布の規格の問題を文献史学の立場から捉え直したのが古尾谷知浩である<sup>(18)</sup>。古尾谷は、大化の改新詔以来、たびたびに変更される布帛の規格変更を在地社会における織物生産から読み解いた。従来の研究では、律令に規定する調布や庸布の織り幅が2尺4寸とかなり広いことから、伝統的な輪状式原始機での生産は難しく、国家による特殊な製織技術の管理を想定してきた<sup>(19)</sup>。それに対して、古尾谷は、広幅の布生産の主体を、郡ではなく郷以下のレベルと推定することで、8世紀前半における民間での常布生産と流通の可能性を指摘した。このような民間における根強い常布の流通こそが、8世紀の律令国家が管理しようとした調布、庸布の単位(「端」や「段」)の規格を決定したと推定する。古尾谷は、社会全体で品質や生産の統一をはかることが困難な布製品を、律令国家が製品として「端布」や「段布」と認定していたことの意義を指摘した。布の存在形態を考えていく上で、重要な指摘であろう。

次章では、写経所帳簿によって、端や段の単位の具体的な用例を分析する。奈良時代の役所では、端と段との助数詞をどのように使い分けていたのかを明らかにしながら、8世紀社会における「調布」「庸布」と単位との関係について考えてみたい。

## 2. 正倉院文書にみる布

正倉院文書における布の用例を分析した関根真隆は、当時の布製品の名称には、その品質や加工の違いによって「凡布、太布、細布、質布(サヨミノヌノ)、好布、曝布、染布」など、いろいろな呼び方があったと指摘している。そして、単位については、調布、調庸布は「端」単位を、それ以外の庸布、祖布、交易布、商布の系統は「段」単位であったと指摘した。さらに、これらの呼称の異なる布製品には品質差があり、中でも祖布、交易布、商布は、調布・調庸布とは明確に区別されてきた<sup>(20)</sup>という。

ところが、写経所の帳簿では、その品質や種類を記載せずに、ただ単に「布」とのみ表記している例も多い。ただし、単位については、端と段とが混在していることが特徴である。従来の研究では、端単位の布は調布の系統、段単位の布は調布以外の系統の布であると、漠然と捉えてきた。そ

ここで、本章では、正倉院文書の中で「布」と表記されるものを、単位ごとに分類し、さらに「端」「段」で数量化される「布」の種類を明らかにしたい。

## 1. 「端」で数える布

はじめに述べたように、8世紀の写経所では、写経生への報酬である布施を、銭とともに布によって行っていた<sup>(21)</sup>。例えば、次の史料1にみるように、天平6年(734)段階の初期の写経所では、絁と布による布施支給をおこなっている。そして、ここでは、布を「端」で数えている。

さらに布施法とよばれる次の史料2では、天平勝宝3年(751)段階における写経生、装潢生、校生への布施(報酬)の算出基準を知ることができる。8世紀の写経所は、実際の作業量に基づく出来高払いであったため、これらの基準に基づいて、布施額を算出していた。

### 史料1 (続修16③(5)裏 1ノ582~583)<sup>(22)</sup>

今写最勝王経十部一百卷 用紙一千六百張

應給布廿二端 絁十一匹

安曇廣磨	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
尾張張人	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
凡河内玉持	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
安曇廣濱	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
高屋赤磨	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
古頼小僧	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
三嶋廣濱	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
飛鳥刀良	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
未蘇比磨	写紙一百六十張	絁一匹	布二端
萬昆嶋主	写紙一百六十張	絁一匹	布二端

装潢倉椅部小滓造紙一千六百張 以四百紙 充一端布 絁一匹 布二端

右十一人、應給功布如件、謹啓

天平六年七月十一日

### 史料2 (続々修46帙6巻 3ノ487~489)

布施法

一経師

鹿経以布一端充紙卅張 張別一尺五分

注経以布一端充紙卅張 張別一尺四寸

律論及以経堺法写書類皆用経布施法之

一校正以布一端充二校五百張 張別八分十分之四  
不論鹿注

一装潢以布一端充紙四百張 張別一寸分半  
謂繼打端切堺引了矣

一題師以布一端充一百卷 卷別四寸五分

(後略)

これより、例えば布1端が支払われる作業量について、写経生は紙40張、校生は校正2回分で紙500張、装漬生は継打界端切の各作業工程をあわせて紙400張、題師は100巻を基準としている。そして、これらの写経生らへの報酬を、「端」で数える布で行っていたことがわかる。

そこで、写経生に対して布施として支給される「布」が、調布であったことを、次の**史料3**によって裏付けてみたい。奈良時代の写経所では、写経事業毎に予算案や事業報告にかかわる帳簿が作成された。次の天平宝字7年(763)二部法華経の「用度文案」(用度申請案)には、写経事業全体で請求を予定している調布11端1丈6尺3寸の内訳に、9端2丈5尺3寸を「布施料」として計上している。つまり、写経生へ布施として支給していた布とは、調布の系統であったことがわかる。

**史料3** (続修別集17 5ノ388～395)

奉写経所解 申可奉写経用受事

合法花経二部 十六卷

(中略)

調布十一端一丈六尺三寸

九端二丈五尺三寸布施料

八端写紙三百廿張料 以一端充写紙冊張

二丈六尺六寸校紙六百冊張料以四分充校紙一張

三丈四尺三寸装漬三百廿八張料以一寸五分作紙一張

六尺四寸題経十六卷料以四寸充題経一卷

一丈二尺袜四両料兩別三尺

一端六尺湯帷四條料條別一丈二尺

一丈五尺手巾三條料條別五尺

細布一丈二尺冠四條料條別三尺

庸布一段仕丁一人袍袴料

(後略)

写紙 320 張料	8 端
校紙 640 張料	2 丈 6 尺 6 寸
装漬 328 張料	3 丈 4 尺 3 寸
題経 16 卷料	6 尺 4 寸
計 8 端 5 丈 16 尺 13 寸	
10 尺 = 1 丈, 10 寸 = 1 尺なので、	
8 端 5 丈 16 尺 13 寸 = 8 端 6 丈 7 尺 3 寸	
1 端 = 4 丈 2 尺 とすると	
∴ 8 端 6 丈 7 尺 3 寸 = 9 端 2 丈 5 尺 3 寸	

図 1

続いて、**史料3**の端布の規格が、長さ4丈2尺であったことを確かめてみたい。図1に示したように、布施料の内訳である写紙料、校紙料、装漬料、題経料を合計すると「8端5丈16尺13寸」となり、丈、尺、寸の単位の繰り上げをおこなうと「8端6丈7尺3寸」となる。そして、1端=4丈2尺とみなして、6丈7尺を端の単位へ繰り上げると、8端6丈7尺3寸は「9端2丈5尺3寸」になる。

この数値は、帳簿に記載された布施料9端2丈5尺3寸と一致する。この場合の布施料の調布が、4丈2尺を1端とする調布であったことが裏付けられる。<sup>(23)</sup> 養老元年格で定めた調布の端単位の長さを基準としていることがわかる。

「端」で数えるこの他の繊維製品として、細布、望陀布、賃布などがある。これらの布は、衣料として写経生等の上層に位置する労働者に支給されている。関根によると、これらの布は調布の系統という。写経生への衣料は通常、繩によって仕立てられていたが、繩の代替品として、これらの布が支給されていたとみられる。当時の写経所では、調布の系統の布製品を、端単位の助数詞で数えることで、その種類を判別していたのであろう。

## 2. 「段」で数える布

正倉院文書を分析した関根によると、段単位で数えられる庸布、祖布、交易布、商布は、写経所では雑使、仕丁、駈使ら下層者用の衣料に用いられ、布の品質が問題とならない堂葺板拭料、瓦作料、裏料などの用途に宛てられていたという。このことは、当然のことながら、端で数える調布の系統の布と、段で数える布との間に、規格の違いだけでなく、品質的な差が存在していたことを推測させるのである。<sup>(24)</sup>

そこで、写経所の帳簿の中で、庸布、祖布などの製品名を記載していない「布」の中から、段で数えられる「布」の性格について考えてみたい。手がかりとなるのは、天平17年(745)「大糧申請継文」である。「大糧申請継文」とは、天平17年に各役所から民部省に宛てて、役所内の下層労働者である仕丁・衛士等の大糧(食糧)・衣料を申請した書類である。表2では、櫛木謙周の研究に基づいて、各役所からの布の請求状況を整理した。<sup>(25)</sup> これより、仕丁・衛士等の衣料として申請する布を、役所では、正式な名称である「庸布」と記載することよりも、「布」と省略するケースが多かったことがわかる。これらの「布」が庸布であったことは、表2 No. 24 掃部司の記載によって裏付けることができる。当該箇所を史料4として掲げる。庸布・布に関する箇所はゴシックで表記した。

掃部司では、最初に仕丁38人分の衣料の総量を「庸布18段」と書き、続いて、その内訳については、甲賀宮「布11段」、久尔宮「布7段」のように、「庸布」を「布」と省略して記した。これ

### 史料4 (正集2⑫ 2ノ414～415)

掃部司解 申請仕丁公糧事

合計参拾捌人 仕丁廿八人  
廝丁十八人

料米拾壹斛六斗 日別二升 塩壹斗壹升六合 日別二夕 庸布拾捌段

米六斛六斗捌升 日別二升 塩六升三合捌夕 日別二夕 布拾壹段

右甲賀宮仕丁十一人、廝丁十一人

米五斛貳斗貳升 日別二升 塩五升二合二夕 日別二夕 布七段

右久尔宮仕丁九人、廝丁七人、

以前、廝丁已上、来五月廿九箇日料、所請公粮如件、具状以解

天平十七年4月廿日正八位下行令史池田朝臣河内麻呂

(後略)

表2 天平17年大糧申請継文の布とその単位

No. <sup>1</sup>	月日	巻 <sup>2</sup>	頁 <sup>2</sup>	請求元	庸布	布	No. <sup>1</sup>	月日	巻 <sup>2</sup>	頁 <sup>2</sup>	請求元	庸布	布	
1	2/18	2	411	内蔵寮	11段		24	4/20	2	414	掃部司	18段		
3	2/21	2	393	式部省		7段	25	4/22	2	433	掃部司(甲賀宮)		11段	
				式部省		6段					掃部司(恭仁宮)		7段	
				式部省(難波宮)		1段					宮内省		104段	
											大膳職		74段	
4	2/21	2	395	式部省	11段		26	4/17	2	400			2段	
5	2/21	2	392	治部省	3段		27	4/17	2	401	木工寮			2段
6	2/20	2	389	雅楽寮	2段		28	4/17	2	402	大炊寮		32段	
7	2/20	2	390	玄蕃寮(甲賀宮)	2段						大炊寮(甲賀宮)		28段	
				玄蕃寮(恭仁宮)	14段						大炊寮(難波宮)		1段	
9	2/21	2	395	葬儀司	1段									402
10	2/21	2	396	民部省3月糧		78段	29	4/17	2	404	主殿寮		72段	
				民部省(甲賀宮)		71段	30	4/17	2	405	典薬寮		2段	
				民部省(恭仁宮)		6段	31	4/18	2	413	正親司		1段	
				民部省(難波宮)		1段	32	4/17	2	406	内膳司		39段	
11	2/21	2	394	主計寮	2段		33	4/17	2	407	造酒司		1段	
12	2/20	2	391	刑部省		27段	34	4/18	2	413	官奴司		1段	
				刑部省(囚獄司)		21段	36	4/17	2	407	内掃部司		38段	
13	4/14	2	398	中宮職	23段		37	4/17	2	409	内掃部司(甲賀宮)		30段	
14		2	469	皇后宮職		3段					408	内掃部司(恭仁宮)		8段
16	4/18	2	410	左大舎人寮	2段						38	4/17	2	409
17	4/18	2	412	左大舎人寮(廝丁)	2段		39	4/21	2	427	右衛士府		241段	
				内蔵寮(甲賀宮)	6段						428	右衛士府(甲賀宮)		241段
18	4/21	8	543	内蔵寮(恭仁宮)	5段		40	4/21	2	424	左兵衛府		4段	
				民部省糧文		73段					41	4/21	2	426
19	4/21	2	431	主計寮	2段		42	4/21	2	423	左馬寮		32段	
21	4/21	2	417	兵部省(放鷹司)	4段		43	4/21	2	424	右馬寮		30段	
				兵部省(鼓吹司)	2段		44	4/21	2	432	□兵庫		2段	
22	4/22	2	418	刑部省		22段	45	4/20	2	415	左京職		2段	
				刑部省		6段	46		2	479	右京職		2段	
				刑部省(囚獄司)		16段	47	4/21	2	422	(春宮坊)		50段	
23	4/21	2	420	大蔵省	7段		50	4/21	24	293~294	造宮省		1段	
											293~295	造宮省	402段	

\*1 列「No.」は榊木論文表2-1の番号に対応している。  
\*2 列「巻・頁」は『大日本古文書』の巻数と頁数をさす。

より、前節でみた調布と同様に、庸布についても、「布」と省略して表記していたことがわかる。表2をみると、いずれの官司も請求する布について、「庸布」もしくは「布」と表記し、その表記方法に規則性はみられない。ところが、単位については、一様に段単位で数えていることがわかる。庸布を布と省略することはあっても、段単位を端単位とを書き違えることはなかったのである。「段」という助数詞で数量化することで、その布が庸布の系統の布であることを判別していたのである。

続いて、このような庸布の単位「段」の規格が、養老元年格に基づいた2丈8尺であったことを、天平宝字4年(760)12月の「造金堂所解」から裏付けてみたい。天平宝字年間に実施された法華寺造営事業についての総決算報告書ともいえる本文書には、造営事業で使用した庸布に関する記載もみられる<sup>(26)</sup>。説明の便宜をはかって、関係する庸布の項目を図2に整理した。



<p>庸布 96 段                  93 段自法花寺給出 (4 年 11/9)                  3 段自院申請 (2 段同年 3/7 1 段 3/18)                  用 96 段                  93 段雑工等宝字四年冬衣服料                  1 段雑工等手衣料…《A》                      1 丈 6 尺 鑄工料                      1 丈 2 尺 瓦工料                  1 丈取雑銅物臈様料                  1 段 1 丈 8 尺熟銅火作工 2 人衣袴料…《B》                      1 段 6 尺衣 2 領料 (銅領別 1 丈 7 尺)                      1 丈 2 尺袴 2 腰料 (別 6 尺)</p>
--

図 2

《A》「雑工等手衣料」と《B》「熟銅火作工 2 人衣袴料」の内訳の検討から、庸布 1 段の長さが推定できる。例えば、《A》雑工等手衣料 1 段の内訳である鑄工料 1 丈 6 尺と瓦工料 1 丈 2 尺を合計すると 2 丈 8 尺となり、雑工等手衣料 1 段の長さが 2 丈 8 尺であったことがわかる。二人分の衣料・袴料に関する《B》については、衣 1 領につき 1 丈 7 尺の庸布を使用するとあるので、二領分は 3 丈 4 尺となる。これを 1 段 = 2 丈 8 尺として換算すると 3 丈 4 尺 = 1 段 6 尺となる。これは、衣 2 領料分の「1 段 6 尺」と一致する。天平宝字年間における庸布の「段」の長さは、養老元年格にもとづく規格 (1 段 = 2 丈 8 尺) で換算していたことが明らかとなった。

このように産地や品質の異なる「布」は、その用途についても多様であった。衣服や工芸品の材料として、素材として利用されただけでなく、写経所では布施などの報酬として、布がもつ価値が取りされることもあった。写経所をはじめとする役所では、規格や品質の異なる大量の布を帳簿で管理しなくてはならなかった。そのため、しばしば「調布」「庸布」といった正式名称を省略して、「布」と記載することが多かったのではないだろうか。正倉院文書全体の中で、布の単位「端」と「段」とを混用している例はなく、厳密に書き分けていたと想定される。調布の系統の布を「段」単位で数えたり、反対に庸布の系統を「端」単位で数えている例は、管見の限りではみつからなかった。<sup>(27)</sup>そして、これらの調布 1 端、庸布 1 段の長さの規格が、養老元年格に基づいていたことも、ここで確認しておきたい。

端と段の助数詞の使い分けによって布の種類を区別する傾向は、『続日本紀』の記載においても確認できる。表 3 は、『続日本紀』から単位が書かれている布の記事を一覧にしたものである。調布、庸布等の製品名がわかるものについては、表 3 「記事内容」欄に括弧付けでそれを書き加えた。これより、布の製品名が確認できる記事 (No. 38, 39, 42, 43, 50, 55, 56, 63, 64) において、助数詞を書き違えている例はない。さらに、祥瑞褒賞や叙位にともなう賜物の「布」も、「端」が一般的であった。<sup>(28)</sup>これらの布は、朝廷から支給されるものなので、基本的には調布と推測され、端で数えられるべき布とみなせよう。

以上より、8 世紀の社会では、布を数量化する際に、その助数詞を混用している例はみられず、製品ごとに端単位と段単位とを、明確に書き分けていたといえる。具体的な規格については、帳簿

表3 『続日本紀』の布

No.	巻-頁 <sup>1</sup>	行 <sup>1</sup>	年紀	布単位	記事内容	備考 <sup>2</sup>
1	1-15	8	文武3年(699)	端	多産褒賞	絁(疋)綿(屯)稻(束)
2	1-31	11	文武4年(700)	端	多産褒賞	絁(疋)綿(屯)稻(束)
3	1-33	10	大宝元年(701)	段	新羅大使への贈物	絁(疋)綿(斤)
4	1-39	4	大宝元年(701)	段	任官賜物・賜田	絁(疋)糸(絢)鉄(口)鉄(斤)
5	1-79	8	慶雲元年(704)	端	祥瑞褒賞	絁(疋)糸(絢)鉄(口)
6	1-81	2	慶雲元年(704)	端	多産褒賞	絁(疋)綿(屯)
7	1-95	4~11	慶雲3年(706)	端	大射の禄法	
8	1-105	6	慶雲3年(706)	端	祥瑞褒賞	絁(疋)糸(絢)鉄(口)正税(束)
9	1-123	13~14	慶雲4年(706)	端	大赦賜物	
10	1-163	8	和銅3年(710)	端	位階・賜物	絁(匹)
11	1-169	16	和銅4年(711)	端	多産褒賞	絁(匹)綿(屯)稻(束)
12	1-185	1	和銅5年(712)	端	正倉建造の褒賞	絁(匹)
13	1-201	10	和銅6年(713)	端	功勞者褒賞	絁(匹)糸(絢)塩(籠)穀(斛)
14	1-209	13~14	和銅7年(714)	段	糸・綿・布の貯備奨励	糸(斤)綿(斤)
15	2-5	5	靈龜元年(715)	端	祥瑞褒賞	絁(疋)綿(屯)稻(束)
16	2-23	6	養老元年(717)	端	善政への褒賞	綾(疋)絹(疋)絁(疋)綿(屯)
17	2-35	6	養老元年(717)	端	弔賻	絁(疋)糸(絢)白綿(斤)
18	2-37	3~4	養老元年(717)	端	老人への賜物	絁(疋)綿(屯)粟(石・斗)
19	2-85	16	養老5年(721)	端	學術技芸者への褒賞	絁(疋)糸(絢)鉄(口)
20	2-87		養老5年(721)	端	學術技芸者への褒賞	絁(疋)糸(絢)鉄(口)
21	2-89	1	養老5年(721)	端	學術技芸者への褒賞	絁(疋)糸(絢)鉄(口)
22	2-99	10	養老5年(721)	端	褒賞	絁(疋)綿(屯)
23	2-131	3~4	養老7年(723)	常	農耕奨励	種子(斛)鉄(口)
24	2-137	7~8	養老7年(723)	端	祥瑞褒賞	絁(疋)綿(屯)稻(束)
25	2-149	13	神龜元年(724)	端	弔賻	絁(疋)
26	2-151	1	神龜元年(724)	端	坂東の調練	綵帛(疋)絁(疋)綿(屯)
27	2-153	7	神龜元年(724)	端	弔賻	絁(疋)糸(絢)
28	2-167	5	神龜3年(726)	端	叙位賜物	絁(疋)綿(屯)
29	2-173	1~2	神龜3年(726)	端	文人への賜物	絁(疋)綿(屯)
30	2-183	11	神龜4年(727)	端	産養による賜物	綿(屯)稻(束)
31	2-191	3	神龜5年(728)	端	曲水の宴 賜物	絁(疋)
32	2-199	10	神龜5年(728)	端	高齢致仕への賜物	絹(疋)絁(疋)綿(屯)
33	2-201	16	神龜5年(728)	端	弔賻	絁(疋)糸(絢)綿(屯)
34	2-203	15~16	天平元年(729)	端	五位以上高齢者への賜物	絁(疋)綿(屯)
35	2-219	2~3	天平元年(729)	端	祥瑞改元による賜物	絁(疋)綿(屯)
36	2-221	2	天平元年(729)	端	賜物	絁(疋)綿(屯)大税(束)
37	2-227	2	天平元年(729)	常	陸奥鎮所 賜物	
38	2-269	9	天平5年(733)	端	西海道の兵器新造料(調布)	
39	2-269	9	天平5年(733)	段	西海道の兵器新造料(常布)	
40	2-335	9	天平9年(737)	端	玄昉への賜物	絁(匹)綿(屯)糸(絢)
41	2-355	6	天平11年(739)	端	善政への褒賞	絁(匹)正税(束)
42	2-361	14~15	天平12年(740)	端	賜物(渤海大使)(調布)	
43	2-361	14~15	天平12年(740)	段	賜物(渤海大使)(庸布)	
44	2-407	13~14	天平14年(742)	端	造宮禄への賜物	銭, 絁(疋)綿(屯)
45	2-441	3	天平16年(744)	端	賜物	
46	2-443	6~7	天平16年(744)	端	賜物	絁(疋)綿(屯)銭
47	3-81	16	天平勝宝元年(749)	端	諸寺施入	絁(疋)綿(屯)稻(束)
48	3-83	1~4	天平勝宝元年(749)	端	諸寺施入	絁(疋)綿(屯)稻(束)
49	3-149	8	天平勝宝6年(754)	端	糾告者への賜物	絁(疋)

No.	巻-頁 <sup>1</sup>	行 <sup>1</sup>	年紀	布単位	記事内容	備考 <sup>2</sup>
50	3-227	8~10	天平宝字元年(757)	端	祥瑞褒賞 (調布)	純(疋) 調綿(屯) 正税(束)
51	3-249	12	天平宝字2年(758)	端	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯) 正税(束)
52	3-411	5	天平宝字6年(762)	端	弔賻	純(疋) 鉄(廷)
53	3-413	9	天平宝字6年(762)	端	善政への褒賞	純(疋) 稻(束)
54	3-415	5	天平宝字6年(762)	端	弔賻	純(疋) 糸(絢) 米(石)
55	4-85	9	天平神護元年(765)	端	褒賞(飢饉対策)(調布)	純(疋) 糸(斤) 調庸綿(屯)
56	4-85	9	天平神護元年(765)	段	褒賞(飢饉対策)(商布)	純(疋) 糸(斤) 調庸綿(屯)
57	4-205	10	神護景雲2年(768)	端	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯) 正税(束)
58	4-285	7~8	宝亀元年(770)	端	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯) 稻(束)
59	4-319	1	宝亀元年(770)	段	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯) 正税(束)
60	4-343	2	宝亀2年(772)	端	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯) 正税(束)
61	4-391	7~8	宝亀3年(773)	端	祥瑞褒賞	純(疋) 綿(屯)
62	5-17	4	宝亀7年(777)	端	弔賻	純(疋)
63	5-27	10	宝亀8年(778)	端	賜物(高齢) 調布	純(疋) 糸(絢)
64	5-27	10	宝亀8年(778)	段	賜物(高齢) 庸布	純(疋) 糸(絢)

\*1 「巻-頁」,「行」は、『新日本古典文学大系 続日本紀』1~5に拠る。

\*2 「備考」には、同時に支給された布以外の禄物を示している。

上における単位と長さとの換算関係から、養老元年格に基づいていたと推定できる。<sup>(29)</sup>一定の規格をもつ端・段の単位によって調布の系統の布とそれ以外の布とを、明確に区別して数量していたと考えられる。

### 3. 延喜式制下の布の単位

『延喜式』や10世紀以降の史料では、「端」と「段」の書き分けが明確ではない。そのことについて、例えば、『訳注日本史料 延喜式』凡例「四 計量単位の表記について」では次のように述べている。<sup>(30)</sup>以下、布の単位に関する記述を引用する。

布の単位としての「段」と「端」とは、写本においてしばしば混用されている。殊に庸布の単位として「端」が用いられている場合、「段」の誤りと認めざるを得ない場合が多い。確かに主計式上3諸国庸条には、「一丁一丈四尺(二丁成段, 三丁成端)」とあって、庸布の単位として、「端」も規定されてはいるが、少なくとも式内において、庸布の単位として「端」を用いたと解すべき確実な例は見られない。そこで布の単位については、次のように統一し、特に必要のない限り注記を省略した。

庸布・商布・交易布……段

調布その他の布……端

本章では、式文における布の単位「端」と「段」との書き分けについて考えてみたい。まず、考察をすすめる前に、式制に定める布の規格について確認しておこう。表4は、主計式上第2条、第3条より布の規格を整理したものである。調布は長さ4丈2尺、幅2尺4寸、庸布は2丁分で1段の長さ2丈8尺、(幅2尺4寸)となっているので、式制下における端と段の規格が、養老元年の規格を継承していたことがわかる。ただし、調布の系統については、産地や品質によって異なる長さ、幅があり、製品毎に端の規格が異なっていることも特徴である。

表4 『延喜式』における布の規格

	種類	規格	合成方法
巻24 主計式上第2条	調布	1端 = 長さ4丈2尺×幅2尺4寸	3丁で2端
	倭文	1端	3丁で2端
	賃布	1端 = 長さ4丈2尺	4丁で1端
	望陀の賃布	1端 = 長さ8丈×幅1尺9寸	
	細賃布	1端 = 長さ6丈5尺×幅1尺9寸	
	小堅の賃布	1端 = 長さ8丈×幅2尺	
	薄賃布	1端 = 長さ8丈×幅1尺9寸	
	望陀布	1端 = 長さ4丈2尺×幅2尺8寸	
	広布	1端	
巻24 主計式上第3条	庸布	1丁分が1丈4尺	2丁で段 3丁で端
巻22 民部下	商布	1端 = 長さ2丈6尺	

続いて、『延喜式』にみえる布の製品名とその単位を図3に掲げる。なお、式文中では、丈・尺・寸といった実寸による記述も多いが、これらは考察の対象から除外した。

図3より、『延喜式』の各条では、調布の系統を段で数える例や、逆に庸布・商布を端で数える例もあり、『訳注日本史料 延喜式』が指摘するように、端と段とが混用されているようにみえる。そこで、「段で数える調布の系統」、「端で数える庸布・商布の系統」を個別に検討してみたい。『新訂増補国史大系 延喜式』から、該当する例を拾い上げ、目次・頁・行をあわせて整理したのが表5である。『新訂増補国史大系 延喜式』の頭書に、単位に関する記載がある場合には、それを括弧内に示した。表5より、本来ならば、端で数えるべき調布の系統の布を段で数えている例が、巻5 齋宮式に集中していることがわかる。巻15 内蔵寮、巻39 内膳司の調曝布については国史大系本は段としているが、表5では括弧付けで示したように、写本によっては「端」と表記されている例もあり、齋宮式の用例を除くと、調布の系統を段で数える例は少ないといえよう。また、巻5 齋宮式では、「布」とのみ記す場合についても、端単位はみえず、布全般を「段」で数えていることが特徴である<sup>(31)</sup>。一方、端で数える庸布・商布の系統は、表5からも明らかのように、その用例は少ない。

このように、『延喜式』の各条文における布の単位を個別に検討してみると、端と段とが混用されているケースは、むしろ少ないといえる。巻5 齋宮式に、調布を段で数える類例が集中していることには注意しなくてはならないが、『延喜式』全体では、律令の調庸制に基づいた布の単位表記を、基本的に継承している。このことは、助数詞としての端と段との違いを認識していたと推定できよう。巻5 齋宮式の問題については、写本ごとの異同や転写の際の校訂の可能性についても考慮しつつ、あらためて調布の系統の布もあえて一様に段に記載していることの意味を考える必要があるだろう。今後の課題である。次章では、端と段との混用が具体的にはいつ頃からはじまるのかをつきとめるべく、10～11世紀の史料にあらわれる端と段の実態をさぐってみたい。

布 (端・段)			
調布 (端・段)	佐渡調布 (端)		
常陸調布 (段)	相模 (段)	下総 (段)	
紺調布 (段)	縹調布 (端・段)		
望陀布・紺望陀布 (端)	麴布 (端)	葛布 (端)	紵布 (端)
細布 (端・段)	上総細布 (段)	縹細布・紺細布・緋細布 (端)	
白布 (端)	桃染布 (端)	縹布	黄布 紺布 染布
信濃布 (端)	信濃国洗布		
庸布 (段・端)	商布 (段・端)	交易商布 (段・端)	
常布 (常)			
料布 (端)	洗布	広布	狭布

図 3

表 5 『延喜式』において、段で数える調布と端で数える庸布・商布

「段」で数える調布			「端」で数える庸布・商布		
種類	巻	項・行	種類	巻	項・行
調布	巻 5 齋宮式	100-12/101-5/102-7/ 103-4, 9/105-3/106-5/ 107-1, 8, 9/108-3/109- 1315/110-14/111-8, 9/ 119-4/120-12/123-1, 12, 15/127-9	庸布	巻 36 主殿寮式	812-6 (九条家本は段)
		紺調布	巻 5 齋宮式	111-8	商布
常陸調布・上総 調布・下総調布	巻 5 齋宮式	127-9		巻 32 大膳式上	764-16
縹調布	巻 5 齋宮式	111-8	交易商布	巻 15 内蔵寮式	(426-14 九条家本は端)
細布	巻 5 齋宮式	102-2/107-8, 12/108-2/ 111-8, 9/123-2, 15/127-9		巻 15 内蔵寮式	415-12
上総細布	巻 5 齋宮式	127-9			
曝布	巻 5 齋宮式	102-2/123-3, 9, 12/ 124-8			
	巻 15 内蔵寮	410-11 (九条家本は端)			
	巻 39 内膳司	416-5 (九条家本・雲州家 校本は端)			
		872-1, 2 (九条家本は端)			

#### 4. 10～11 世紀における布の単位

最初に、『政事要略』『別聚符宣抄』にひく延喜 14 年 (914) 8 月 8 日, 15 日太政官符を検討する<sup>(32)</sup>。両書の記載内容はほぼ同一で、二つの官符より、地子交易によって諸国が貢進する雑物の品目とその価直を知ることができる。ところが、調布と商布の単位を比較すると、両書で若干の相違がみられることがわかる。表 6 では、両書における布類の数量と単位、あわせて参考として『延喜式』の調布、庸布の貢進状況を整理した。

これより、『別聚符宣抄』の官符では、調布・細布を端、商布を段で数えていて、8 世紀以来の

基本的なルールに沿って単位を書き分けている。ところが、『政事要略』では、『別聚符宣抄』と品目・数量は同じであっても、商布を端で数えたり、調布を段で数える等（表6では網掛けで表示した）、端と段とが混用されていることがわかる。国史大系本の『政事要略』の本文には、『別聚符宣抄』によって校訂された単位が記載されているものの、頭書をみると、表6に示したように、『政事要略』の当該条の布の単位表記が、かなり混乱していることが読み取れる。『政事要略』と『別聚符宣抄』における単位表記の違いが、いつ、どのような理由で生じたのかは不明だが、『別聚符宣抄』を見る限り、二つの太政官符がだされた延喜14年段階では、端と段とを書き分ける意識が存在していたと考えられる。それに対して、『政事要略』の官符は、写本が書き継がれていく過程で、端と段とが混在してしまった可能性を想定できるのではないだろうか。

そして、布の単位である端と段とを書き分けようという意識は、11世紀に入ると、完全に薄らいでいく。例えば、東大寺の上総国におかれた封戸に関する次の2つの史料が注目されよう。

#### 史料5

「造東大寺司返抄案」（東南院文書第十五 『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之一（東南院文書之一）1ノ414～416）

造東大寺返抄 上総国

検納封戸調庸雑物事

調望陀布伍拾端

調細布佰漆端参丈壹尺伍寸

庸布捌拾漆端漆尺

中男作物荏油捌斗参升

封丁陸人

養調布漆拾捌端

功銭拾貳貫漆佰肆拾肆文

右、当年料、所進検納如件、故返抄

長久肆年捌月壹日知事法師「鎮盛」

（後略）

史料5は、長久4年（1043）に上総国から進上される封物に対しての東大寺の返抄案だが、封物の品目として、調細布、調望陀布、庸布の繊維製品がみえる（史料5ゴシック部分）。これらの布の単位は、庸布を含めて全て端となっている。一方、永承元年（1046）の上総国封戸に関する史料6は、上総国雑掌が封物の代わりに進上する手作布についての報告である。封物を銭に換算し、それに基づいて「上品手作布41段3丈」へと換算していたことが知られる。史料5の「造東大寺司返抄」では端で数えられていた調細布、調望陀布、庸布の単位が、史料6では、それぞれの布を一様に「段」単位で数えている（史料6ゴシック部分）。双方の史料における調布や庸布は実態のある税目ではなく、年料を算出するための項目にすぎないのだが、11世紀にいたると、調布の系統と庸布の系統の布を区別して、「端」「段」の単位を書き分ける意識は全くみられない。書き手によって「端」と「段」とが変わることもあったのだ。

## 史料6

「上総国雑掌調成安解案并同国守藤原某切封案」（東南院文書第十五『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之一（東南院文書之一）1ノ429～430）

上総国雑掌解 申進上東大寺御封代手作布事

合

長久三年料百五十烟	代准□（錢）六十二貫七百廿文
調細布百七段二丈一尺五寸	代八貫六百文
望陀布五十段	代三貫五百文
庸布八十七段七尺	代四貫三百六十文
租穀六百石	代十九貫八百文
中男作物荏油八斗三升	代八貫三百文
御封丁六人	代十八貫百六十文

同四年料 同前

并准錢百廿五貫四百冊文代上品手作布冊一段三丈

右、件代進済如件、以解。

永承元年五月九日 雑掌調成安

「下常孝 前近江守藤原朝臣

可下上品手作布肆拾壹端參丈事

右、東大寺長久三四年御封代准錢百廿五貫肆百冊文代、所下如件、

永承元年五月九日

」

さらに、史料6では、錢から換算された「手作布」の存在も興味深い。麻布の一種とみられる手作布とは、例えば、永延2年（988）11月8日「尾張国郡司百姓等解文」では、交易雑物の不正に関する訴えの第7条に絹、信濃布、麻布とともに列記されている<sup>(33)</sup>。そこでは絹の代価が額稲40～50束に対して、手作布は8束以上、信濃布、麻布は5～6束とあるので、麻布の中では、比較的品質のよい製品であったことがわかる<sup>(34)</sup>。交易雑物については、先学による膨大な研究史がある<sup>(35)</sup>。その中で、財政史的視点から延喜民部式交易雑物条を検討した渡辺菜穂子は、国家財政の膨張による支出増加を補填するために、10世紀になると調庸制とは別系統の交易による繊維品収取体系の存在を指摘した<sup>(36)</sup>。「手作布」「信濃布」とは、交易雑物制を中心とした生産・流通過程の中で普及していた布と位置づけられるのではないだろうか。手作布や信濃布の単位には、端や段の単位がともに使われているが、その具体的な規格を推定することは、今後の重要な課題と考えている。先述したように、古尾谷知浩は、8世紀前半における民間レベルの布生産と流通において、「段」に規格された布の普及を評価した。興味深い見解だが、それでは、平安期の史料に散見する手作布や信濃布は、8世紀の端布系と段布系のいずれの系譜を引くのだろうか。手作布や信濃布の規格を明らかにすることは、9世紀以降における調布や庸布の存在形態を知る手がかりになるのではないだろうか<sup>(37)</sup>。

8世紀の律令国家が定めた端や段の布の単位とは、1単位当たりの長さが異なる単位であった。養老元年格では、端は調布の単位として長さ4丈2尺、段は庸布・商布の単位として長さ2丈8尺と定め、端と段の単位は、厳密に書き分けられる助数詞であった。ところが、史料5、史料6にみ

るように、調布や庸布が形骸化して税目上のものとなると、その単位である端と段とを書き分けようという意識はなくなるのである。

表6 10世紀の布の貢進国

国名	延 喜 式				別 聚 符 宣 抄		政 事 要 略		
	調	自余	庸布	中男 作物	交易雑物	延喜14年 8月8日	同年 8月15日	同年 8月8日	同年 8月15日
伊賀		布							
遠江	贗布12端 山香郡の調庸は布								
駿河	倭文(しず)31端		布		商布2100端*	商布500段	商布500段	商布500端	商布500段
伊豆			布						
甲斐			布		商布4100端	商布459段 9尺	商布459段 9尺	商布459段 9尺	商布459段 9尺
相模	紺布60端 縹布40端	布	布		商布6500端 布1500端				
武蔵	紺布90端 縹布50端 黄布40端	布	布		布1500端 商布11100端	調布926端	調布926端	調布926段	調布926端
安房	緋細布12端 細贗布18端 薄贗布9端 縹細布250端 自余は細布・調布	調布 細布	布		商布2280段	調布166端 2丈8尺	調布166端 2丈8尺	調布166段 2丈8尺	調布166端 2丈8尺
上総	緋細布20端 薄贗布114端 細贗布63端 小堅の贗布51端 紺の望陀布50端 縹の望陀布73端 縹細布380端 望陀の贗布100端 贗布148端	望陀布 細布 調布	布		商布11420段 布1590端	細布20端 商布2800段	細布20端 商布2800段	調布20段 商布2800段	細布20端 商布2800段
下総	紺布60端 縹布40端 黄布30端	布	布		布1590端 商布11050段	調布1050端	調布1050端		調布1050端
常陸	倭文31端	暴布	布		布4000端 商布1300端 庸布700段	商布2500段	商布2500段	商布2500段	商布2500端
飛騨	浮浪人は商布		商布			商布500段	商布500端	商布500段	商布500端
信濃	紺布60端 縹布30端 浮浪人は商布	布	布／浮浪 人は商布		商布6450端 布1500端	商布1102段 6尺	商布1102段 6尺	商布1102段 6尺	商布1102段 6尺
上野	紺布50端 縹布15端 黄布30端 榛布35端	布	布		布1509端 商布7731段 2尺2寸8分	商布980段	商布980段	商布980段	商布980段
下野	紺布80端 縹布15端 榛布10端	布	布		布1436端 商布7003段	調布1000端	調布1000端	商布1000段	調布1000段
陸奥	広布23端	狭布	狭布 広布10端						



国名	延 喜 式				別 聚 符 宣 抄		政 事 要 略		
	調	自余	庸布	中男 作物	交易雑物	延喜14年 8月8日	同年 8月15日	同年 8月8日	同年 8月15日
出羽	狭布		狭布						
越後	布		狭布	布	商布1000端				
越中					商布1200段				
佐渡	布		布	布		調布80端	調布80端	調布80段	調布80段
隠岐			布						
播磨		布							
筑前	賃布 35 端	布	布						
筑後	賃布 32 端	布							
肥前	賃布 26 端								
肥後	賃布 37 端 布120 端		80端						
豊前		賃布							
豊後	賃布 20 端	布	布						
日向		布	布						
大隅	布		布						
薩摩		布							

\* 端別 2丈6尺

表7 『御産部類記』にみる産養第七夜の祿物（繊維製品）

年号	西暦	天皇	出典	褂		絹		綿	布	衾	
延長元年	923	朱雀	延喜御記	褂衣20条		白絹 20 疋	赤絹 100 疋	綿 500	調布 500 端		
			貞信公記	白褂10条	赤褂 10 条	白絹 20 疋	赤絹 100 疋	綿 500 屯	調布 500 端		
延長 4 年	926	村上	延喜御記	白褂15領	赤褂 5 領	白絹 20 疋	赤絹 100 疋	細屯綿 500 屯	調布 500 段	衾20条	
			吏部王記	褂		絹		綿	布	衾	
			青標昏	白大褂裏 15重		白絹 20 疋	赤絹 100 疋	綿 500 屯	布 500 端	衾25領	赤衾20条
寛弘 5	1008	後一条院	不知記	大褂25領		絹 120 疋		綿 300 屯	信濃布 500 端		
寛弘 6	1009	御朱雀院	外記			絹 200 疋		綿 300 屯	信野布 500 端		
			又外記			絹 200 疋		綿 300 屯	信濃布 500 反		
	1009	(参考)	『御堂 関白記』	大褂17領		白絹 120 疋		綿 500 屯	信濃布 500 端		
康和元年	1099	鳥羽	大記	大褂25領		絹 120 疋*		綿 300 屯*	信濃布 300 段		
保安 5 年	1120	通仁親王	忠教卿記	大褂20領		凡絹 200 疋			白布 120 段	黄衾6領	
						6丈絹 6 疋					

\* 『御産部類記』では綿 120 疋 絹 300 屯とするが、表では前後の数量から訂正した数字を書き加えた。

最後に、10世紀から11世紀の社会の中で、端と段との書き分けが次第に崩れていく現象を、産養第七夜に朝廷より下賜される繊維製品の記述をてがかりにおいてみたい。表7は『御産部類記』<sup>(38)</sup>や古記録から、産養第七夜に朝廷より賜った繊維製品を抽出して整理したものである。中宮や后による出産の場合、第七夜は朝廷が主催した<sup>(39)</sup>。饗宴が開催され、その席で朝廷から派遣されてきた使

者によって、絹、綿、布などの賜禄がおこなわれた。賜禄の品目や数量は基本的に前例に従って行われるため大幅な変更はみられない。表7は、その際の繊維製品の品目と数量をリスト化したものである。第七夜で賜う布が、10世紀段階では「調布500端」であったが、寛弘5年(1008)以降は、「信濃布500端」へとかわり、単位についても、「段」や新たに「反」も出現<sup>(40)</sup>して、11世紀以降の社会では、布の単位として「端」「段」「反」とが、混用されていく様子が窺えよう。

## おわりに

布の「端」と「段」とは、8世紀の律令国家が、調庸制を整備する過程で創出した単位であった。養老元年格ではその長さを端は4丈2尺、段は2丈8尺と定め、8世紀の段階では、「端」と「段」とは規格の異なる単位であった。本稿第2章で明らかにしたように、当時の律令官人たちが、端と段との単位を間違えることはなかった。

『延喜式』には様々な種類の布がみえ、製品名に産地、品質、染色、柄の違いが明記されることが多い。このことは、古代の社会の中で、多種多様な布が流通していたことを示している。そのため、巻24主計式上では、製品ごとに異なる「端」の規格についても、可能な限り記載したのだろう。第3章にて指摘したように、式文中における布の単位は、基本的に8世紀以来のルールに基づいて、端と段とを書き分けていたとみられる。そのような中で、巻5齋宮式のみは、調布についても、庸布と同じ「段」で数えていることは特筆される。

最後に、第4章表7で指摘した信濃布について、『延喜式』巻30大蔵省式第73、74条の条文を紹介する。

### 第73季禄信濃布条

凡太政官并出納諸司季禄布。以信濃布給之。

### 第74女官季禄条

凡女官春秋季禄布之内。每季百五十端以信濃布充内侍司。

これより、季禄として支給されていた布が信濃布であったことがわかる。第4章表7でみたように、産養の第七夜に朝廷から賜る布は、10世紀から11世紀にかけて調布から信濃布へと変化していた。朝廷では、信濃布とよばれていた布を保有していたのである。信濃布は、どのような歴史的背景の中で誕生し、広がっていくのだろうか。現段階では、信濃布や手作布の規格は、おそらく調布の系統をひくと推定しているが、それでは、8世紀の「段」単位の2丈6尺という長さの規格は、いつまで存続したのだろうか。今後の課題と考えている。

## 註

(1)——正倉院に伝来する繊維製品をはじめ、史料中の記載をみると、古代社会では蚕糸による絹、綿の他に、「布」と呼ばれた織物が一般的に普及していた。この「布」とは、現代人が想定する木綿を原料とした布で

はない。苧麻や大麻、地域によっては藤、葛などの植物性繊維を原料とする麻布をさす。本稿が考察対象とする布も、これらの麻布である。

(2)——森明彦『日本古代貨幣制度史の研究』[塙書房、

2016年] 序章, 第1章, 第7章。

(3)——関根真隆『奈良朝服飾の研究』[吉川弘文館, 1974年], 「奈良時代の布の一考察」[『天平美術への招待 正倉院宝物考』吉川弘文館, 1989年。初出は1968年]。

(4)——布目順郎「正倉院の繊維類について」[『書陵部紀要』26号, 1974年]。

(5)——松島順正編『正倉院宝物銘文集』[吉川弘文館, 1978年]。

(6)——杉本一樹「正倉院の繊維製品と調庸関係銘文—松島順正『正倉院宝物銘文集』第三編補訂 前編」[『正倉院紀要』40号, 2018年3月]。

(7)——正倉院以外に伝来した布については, 法隆寺に伝わった墨書銘をもつ2枚の調布[東京国立博物館蔵]に関する堀部猛「常陸国信太郡中家郷の調布と法隆寺」[『土浦市立博物館紀要』24号, 2014年3月]がある。

(8)——長さ6丈の長布の単位とみられる匹については, 「端」や「段」との混用はみられないため, 本稿の考察からは除外する。

(9)——森明彦「雇役制の財政史的考察—営繕令計功程条について—」[『続日本紀研究』228, 1983年]。本稿はその後, 同氏の著書[前掲書註2] 序章にて, 「日本古代の価値体系について(上)」[『関西女子短期大学紀要』3, 1993年], 新稿とともに再編成されて収録されている。

(10)——長山泰孝「八世紀における調庸制の変遷」[『続日本紀研究』199, 1978年]。

(11)——吉川真司「常布と調庸制」[『史林』67巻4号, 1984年7月]。

(12)——東村純子『考古学からみた古代日本の紡織』[六一書房, 2011年], 「甲塚古墳の機織り形埴輪から読み解く古代女性の貢納布生産」[『総合女性史研究』34号, 2017年]。

(13)——古尾谷知浩「八世紀の布帛生産と律令国家」[『律令制と古代国家』佐藤信編, 2018年, 吉川弘文館]。

(14)——喜田新六「調の絹絶布について」[『歴史地理』65巻2号, 1927年]。

(15)——日野開三郎「唐代庸調の布絹課徴額と匹端制」[『法制史研究』15, 1965年]。

(16)——段の規格については, 明石一紀「浄御原令の庸布について」[『日本歴史』424, 1983年]を参照。

(17)——小野勝年「匹端と匹段」[『東洋史研究』20巻4号, 1962年3月]。

(18)——古尾谷前掲書。註(13)。

(19)——輪状式原始機とは, 機台のない腰機とよばれる

タイプのもので, 東村純子は, 弥生時代後期から古墳時代前期にかけて発達し, 7世紀中頃まで存続したという。東村著書註(12)を参照。原始機の問題については, 森明彦「調庸布織成に関する二・三の問題」[『大阪経大論集』第42巻第6号]も参照。

(20)——関根前掲論文「奈良時代の布の一考察」註(3)。

(21)——写経所で支給される布施に関する研究としては, 山田英雄「写経所の布施について」[『日本古代史攷』岩波書店, 1987年。初出は1965年], 熊倉千鶴子「写経師の布施について—律令下級官人の研究—」[『史論』32, 1979年], 黒田洋子「八世紀における銭貨機能論」[『国史研究』87号, 1989年]を参照。

(22)——「続修16③(5)裏」は正倉院文書の所属を「1ノ582~583」は『大日本古文書(編年)』巻数と頁数をさす。以下, 本稿ではこのように略記する。

(23)——既に先学によって指摘があるように, 写経所の布施支給で使用された端布の規格には, 4丈2尺とは別に4丈のものが存在する[山田英雄前掲書。註(21), 熊倉千鶴子前掲論文。註(21)]。現時点では, 布施支給額を算出する過程で, 計算の便宜をはかるための操作と考えている。

(24)——関根真隆『天平美術への招待 正倉院宝物考』[吉川弘文館, 1989年]の図版10~13「諸国産出布原寸」は, 正倉院に伝来する布の写真版サンプルともいえ, 8世紀の布の密度が産地, 種類によって多様であったことが窺える。

(25)——櫛木謙周「天平一七七年大粮申請文書の基礎的研究」[『日本古代労働力編成の研究』塙書房, 1996年。初出は1980年]。

(26)——該当箇所の出典は続々修45帙3巻第8紙, 25ノ320。「造金堂所解」については, 福山敏男『日本建築史の研究』[覆刻版, 綜芸舎, 1980年], 風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営—一作金堂所解の検討を中心に—」[『正倉院文書研究』第9号, 吉川弘文館, 2003年11月]を参照。

(27)——帳簿上で布の単位を訂正している例として, 続々修18帙1第2紙の「處々雑物充帳」[『大日本古文書(編年)』25ノ211]がある。この断簡を, 鷲森弘幸は神亀4~5年(727~728)頃の藤原光明子家の蔵の管理に関する文書と指摘している[『藤原光明子家に関する一史料』『続日本紀研究』305号, 1996年12月]。『大日本古文書』では, 最初に「段」を書き, その後「端」へと訂正が加えられたと校訂しているが, 写真版で確認したが, その判別は難しい。単位の書き換えが行われて

いることに注目したい。

(28)——宝亀元年(770)十月九日条は、祥瑞褒賞で布40段を支給している。通常の祥瑞褒賞では端単位で数える布を支給するが、本条は唯一の例外で、段単位で数える布を支給している。写本の別による異同はない。本条の単位については今後の課題としたい。

(29)——杉本一樹「正倉院織維製品の調庸関係銘文をめぐって」『歴史のなかの東大寺』宝蔵館,2017年]では、織密度に大差はなくても、庸布は調布・調庸合成布に比べると手触りが粗く、品質的に低くみられるとする。興味深い指摘で、8世紀の社会では端と段の違いは、規格だけでなく、品質差も存在していたのではないだろうか。

(30)——引用した凡例にみるように、『訳註日本史料 延喜式』[集英社]では、校訂を加えて布の単位「端」と「段」とを記している。しかし、本文には、その註記がないため、原文表記と異なるものも多い。布の単位には註意が必要である。

(31)——小倉慈司『延喜式』写本系統の基礎的研究—巻五を中心に』[新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版,2018年]は、土御門本における37野宮年料供物条の望陀布、曝布に関する単位の記載が「端」となっていることを紹介している。この箇所を含める29字を一条家卷子本では脱落していて、この部分を土御門本では、他の系統の写本によって補った可能性を指摘されている。巻5の布の単位については、写本ごとに検討する必要があるのではないかと考えている。

(32)——両官符の意味については、三上喜孝「平安貨

幣」としての絹」『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館,2005年]を参照。

(33)——阿倍猛『尾張国解文の研究』[新生社,1971年]。宮原武夫「尾張国解文の調庸と交易」『日本歴史』663号,2003年8月]。

(34)——『国史大事典』手作布の項目より。

(35)——栄原永遠男「律令制的収取と流通経済」『奈良時代流通経済史の研究』塙書房,1992年,初出は1973年],早川庄八『日本古代の財政制度』[名著刊行会,2000年],中西康裕「交易雑物について」『ヒストリア』101号,1983年],「二枚の交易布」『続日本紀研究』260号,1988年12月]など。

(36)——渡辺菜穂子「律令収取体制と交易」『お茶の水史学』31号,1987年]。

(37)——信濃布については、小林計一郎「信濃布の登場」『長野県史 通史編第1巻』第4章第3第4項]を参照。

(38)——古記録に関する記載の抽出には、国際日本文化研究センター「撰関期古記録データベース」と東京大学史料編纂所「古記録フルテキストデータベース」を利用した。

(39)——『新儀式』五臨時皇后産事。

(40)——『拾芥抄 下』衣服寸法部第二十二には、調布、庸布、商布の規格をすべて端の単位とする。

絹布尺寸

絹繩六丈為正。調布四丈二尺為端。庸布二丈八尺為端。

商布二丈五尺為端(或二丈六尺 和銅七年府)

(山梨大学非常勤講師, 国立歴史民俗博物館共同研究研究協力者)

(2018年9月18日受付, 2019年3月28日審査終了)

---

## On *Tan* 端 and *Dan* 段, Units of Measure Used for Textiles in Ancient Japan

OSUMI Akiko

Textiles in ancient Japanese society were used not only as material for clothing and other crafts, but also as goods with monetary value. For this reason, products differing in production area and quality were managed in units of measure such as *tan* 端 and *dan* 段 that were standardized. Textiles known in ancient Japan as *chōfu* 調布 (cloth as tax-in-kind) and *yōfu* 庸布 (cloth paid as tax to avoid forced labor) consisted of linen. One *tan* of *chōfu* was prescribed to be four *jō* 丈 and two *shaku* 尺 (ca. 12.5 m) in length and two *shaku* and four *sun* 寸 (ca. 0.72 m) in width, while one *dan* of *yōfu* was prescribed to be two *jō* and eight *shaku* (ca. 8.3 m) in length and two *shaku* and four *sun* in width. In other words, *tan* and *dan* were originally two units of measure employed for different goods and followed different standards. However, starting from the tenth century, the distinction between *tan* and *dan* becomes blurry, and from the eleventh century, it disappears altogether, so that *tan* and *dan* are used interchangeably.

In this paper, we trace this process within Japanese society from the eighth to the eleventh century, through the study of documents from Shōsōin, the *Engishiki*, and various tenth and eleventh century historical sources. In particular, the *Engishiki* is rich in information concerning textile products, and we surmise it is possible that the text conveys details on textiles from the period of its implementation. In addition, we point out that such context constituted a moment of transition from the ancient to the medieval period.

### 要旨

古代社会における布とは、衣服や工芸品の材料のみでなく、貨幣価値をもつ財貨であった。そのため、産地、品質の異なる製品を、一定の規格に統一して、「端」「段」などの単位で管理していた。調布、庸布とよばれた古代の布とは麻布である。調布1端は、長さ4丈2尺、幅2尺4寸に規格され、庸布1段は、長さ2丈8尺、幅2尺4寸であった。「端」と「段」とは、数える品物、規格も異なる単位であるが、10世紀になると、「端」と「段」との書き分けが曖昧になる。11世紀以降には、その区別は消滅し、「端」と「段」とが混用されている。

そこで、本稿では8世紀から11世紀の社会の中で、「端」と「段」の書き分けが、変化する過程を、正倉院文書、『延喜式』、そして10世紀から11世紀の史料により具体的に跡づける。中でも、『延喜式』には、たくさんの繊維製品に関する情報がある。『延喜式』にみる「布」に関する情報が、式制下当時の姿を伝えている可能性を推測する。そして、その姿が、古代社会から中世社会への過渡的段階であることを指摘する。